

# エコ・アクション・ポイントに関する ガイドライン

Ver.1.1

平成24年6月

環 境 省

## エコ・アクション・ポイントに関するガイドライン Ver1.1 変更・修正点

平成 24 年 6 月改訂

東日本大震災以降の社会ニーズの変化を踏まえて、エコ・アクション・ポイントプログラムの活用モデルの拡充を行いました。具体的には、「(5)東日本大震災被災地支援への活用モデル」として、以下の3種類の活用モデルを追加しました。

(該当箇所: p. 31、図 5-1 エコ・アクション・ポイントプログラムの基盤インフラとしての活用イメージ。各活用モデルの詳細は同p. 45 ~ を参照)

エコアクションを通じた被災地の復興のための活用モデル

- a. 地産地消型食産業復興への活用
- b. 被災地における交通インフラ復旧への活用
- c. 被災地におけるエコ住宅導入拡大への活用
- d. 環境配慮型の物産品等の購入を通じた被災地支援への活用
- e. 被災地におけるエコ観光関連産業活性化への活用
- f. 食産業復興に関するボランティア獲得円滑化への活用
- g. 被災地に対するリユース物資提供への活用

被災地における環境事業への寄付金調達のための活用モデル

- a. 寄付付き商品・サービス・イベント等を通じた調達
- b. 基金等を通じた調達

エコアクションを通じた防災対策推進のための活用モデル

- a. 被災地における防災対策推進
- b. 被災地以外の地域における防災対策推進

# エコ・アクション・ポイントに関するガイドライン

## 目 次

1 . はじめに	1
1.1 ガイドライン策定の経緯	1
1.2 ガイドライン策定にあたっての考え方	2
1.3 ガイドラインの基本構成	3
2 . 用語の解説	4
3 . プログラムの概要	6
3.1 エコ・アクション・ポイントプログラムの目的	6
3.2 エコ・アクション・ポイントプログラムの位置付け・国の役割	8
3.3 エコ・アクション・ポイントプログラムの仕組みと特徴	10
3.4 プログラム参加者のメリット	17
4 . プログラムへの参加方法	21
4.1 会員（消費者・利用者）編	21
4.2 原資提供事業者（企業・NPO・自治体等）編	24
4.3 プラットフォーム・事業協力者編	28
5 . エコ・アクション・ポイントプログラムの 多様な活用モデル（例）	31
5.1 企業による活用モデル例	32
5.2 自治体主導型の活用モデル例	36
5.3 NPOによる活用モデル例	42
5.4 企業・自治体・NPO等に共通した活用モデル	44
5.5 東日本大震災被災地支援への活用モデル	45
6 . よくある質問と回答	51
6.1 会員（消費者・利用者）編	51
6.2 参加事業者（企業・NPO・自治体等）編	53

参考資料:「エコ・アクション・ポイント」事業実施に際しての名称及び関連ロゴ使用規程	55
参考資料:平成 23 年度エコ・アクション・ポイントプログラム検証等検討会委員名簿	62
別 冊:エコ・アクション・ポイントの登録・承認基準	

エコ・アクション・ポイントプログラムに参加するための基本的な事項については、以下に示す関連資料の該当箇所を参照のこと。

略称の正式名称

ガイドライン：「エコ・アクション・ポイントに関するガイドライン」(本冊・本資料)

承認基準：「エコ・アクション・ポイントの登録・承認基準」(別冊)

算定事例：「エコアクションの温室効果ガス削減効果算定事例」(参考資料)

エコ・アクション・ポイントプログラムとは何か、参加することによってどのようなメリットがあるのか

ガイドライン「3.プログラムの概要」(p.6)

対象エコアクションにはどのようなものがあるのか

承認基準「3.エコアクションの対象領域と基本原則」(p.6)

「4.対象エコアクションの承認基準」(p.13)

「5.特殊なケースに関する考え方の補足」(p.56)

ガイドライン「5.エコ・アクション・ポイントプログラムの多様な活用モデル(例)」(p.31)

どのように対象エコアクションの登録申請を行うのか、どのように環境負荷低減効果を把握するのか

承認基準「6.申請・承認・ポイント発行の手続およびルール」(p.65)

算定事例

「エコ・アクション・ポイント」の名称や関連ロゴを使用する際に、どのようなことを遵守する必要があるのか

ガイドライン「4.プログラムへの参加方法」(p.21)

「参考資料：『エコ・アクション・ポイント』事業実施に際しての名称及び関連ロゴ使用規程」(p.55)

その他、エコ・アクション・ポイントプログラムに参加するにあたってのルールや手順はどのようなものか(ポイントを発行する際にどのような点に留意したらよいか等)

ガイドライン「4.プログラムへの参加方法」(p.21)

承認基準「6.申請・承認・ポイント発行の手続およびルール」(p.65)

# 1 . はじめに

## 1.1 ガイドライン策定の経緯

平成 32 (2020) 年に平成 2 (1990) 年比で我が国の温室効果ガス排出量を 25%削減するという中期目標を達成し、低炭素社会を実現するためには、温室効果ガス排出量のさらなる削減が必要不可欠である。特に、平成 21 年度において温室効果ガス排出量が平成 2 (1990) 年度比で約 3 割 (速報値) 増加している家庭部門の対策強化は喫緊の課題となっており、国民一人ひとりのライフスタイルの変革を図り、環境配慮行動を促す手法の普及が求められている。

そこで環境省では、国民参加による温暖化対策の切り札として、平成 20 年度から、21 世紀環境立国戦略や京都議定書目標達成計画に盛り込まれた、国民一人ひとりの環境配慮行動 (エコアクション) に経済的インセンティブを付与する取組を推進するため、環境配慮型の商品・サービスの購入・利用や、節電などの省エネを行った場合に、様々な商品等に交換できるポイントが貯まる「エコ・アクション・ポイント」のモデル事業 (以下、「モデル事業」という。) を開始した。モデル事業を 3 年間実施した結果、地域毎に行われていた取組を全国型のメインプラットフォームに集約し、あらゆる業種・業態の事業者が参加できる仕組みが構築された。3 年の間に「エコ・アクション・ポイント」プログラムは国民に一定規模受け入れられ、平成 22 年度末時点で、プログラム参加会員数約 30 万人、参加事業者数約 60 社、ポイント発行数累積約 1.5 億ポイントに達し、民間事業者の運営による事業推進が可能となる緒についた。

以上の成果を踏まえ、エコ・アクション・ポイントプログラムは平成 23 年度以降も引き続き、「エコアクションの普及拡大」とそれを通じた「温室効果ガスの 90 年比 25%削減を始めとした国の環境目標の達成への貢献」、「環境と経済が両立する社会の実現」等を目的とした、環境省が推進する「民間事業者が運営主体となるポイントプログラム」として実施されている。

環境対策だけでなく、景気対策・地デジ化対策も目的として平成 21~22 年度に実施した「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業 (家電エコポイント)」等と異なり、本プログラムでは、持続的な取組とするため、ポイント原資を参加事業者等自らが支出する仕組みとしている。家電エコポイント等は、環境に良い行動をした時に、環境に優しいだけでなく、ポイントという経済的なメリットも得ることができる「エコポイント」という考え方を社会に浸透させる効果があったと考えられ、今後、エコ・アクション・ポイントプログラムはこうした流れを更にかつ広範に推し進めるポイントプログラムとして、国民一人ひとりが「エコアクション」を選択する社会に向けた起爆剤となることが重要である。エコ・アクション・ポイントの更なる普及拡大に向けて、プログラムとしての信頼性及び公平性を確保するため、環境省としても引き続き、本ガイドライン及び「エコ・アクション・ポイントの登録・承認基準」等の見直し、プログラムの運用状況のチェック・評価等の役割を果たしていく必要がある。

本ガイドラインは、エコ・アクション・ポイントプログラムに参加しようとする様々な立場の方々に「エコ・アクション・ポイント」の趣旨や具体的な内容、参加の手順等のご理解を得、積極的な参加を促すことを目的として作成したものである。

なお、本ガイドラインは、平成 22 年度エコ・アクション・ポイントモデル事業支援・検証検討会の専門的な助言等を得て策定したもの(Ver.1.0)に対して、平成 23 年度エコ・アクション・ポイントプログラム検証等検討会の専門的な助言等を得て改訂したものである。

## 1.2 ガイドライン策定にあたっての考え方

ガイドライン策定にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりである。

モデル事業終了後の対象となるエコアクション及び登録承認に必要な手続等を提示し、自立的なプログラムの拠り所となるガイドラインとする。

経済的な自立性を阻害しないように配慮しつつ、エコ・アクション・ポイントプログラムの基本的な方向性や、プラットフォーム、参加事業者間の役割分担等を明示する。プログラムとしてのルール・基準や必要な手続、活用事例等を明示することにより、消費者や事業者の積極的な参加を促すものとする。

モデル事業から対象領域を拡大し、エネルギー起源CO<sub>2</sub>抑制以外の温暖化対策、温暖化対策以外の環境保全活動(廃棄物対策・3R、生物多様性・自然保護、公害対策・化学物質管理)も包含したプログラムへの転換を図る。その際、平成 22 年度に策定された「3Rエコポイントガイドライン」など、類似の取組の考え方と可能な限り整合性を取ったものとする。

対象となるエコアクションの分類や記述を読者にとって理解しやすいものに見直すとともに、用語の解説等を含めることにより、ガイドラインとして読みやすく、また、容易に検索可能なものとする。

### 1.3 ガイドラインの基本構成

エコ・アクション・ポイントプログラムの運用に必要とされる情報は、基本的に「エコ・アクション・ポイントに関するガイドライン」(本資料)に集約した。ただし、「対象エコアクションの承認基準」や「申請・承認・ポイント発行の手続・ルール」等については、「エコ・アクション・ポイントの登録・承認基準」として、別冊の資料に整理している。また、「個別エコアクションの効果算定例」については、本資料と別立ての参考資料として、「エコアクションの温室効果ガス削減効果算定事例」に整理した。

(本冊)	(別冊)	(参考資料)
<b>(1)エコ・アクション・ポイントに関するガイドライン(Ver.1.0)</b>	<b>(2)エコ・アクション・ポイントの登録・承認基準(Ver.1.0)</b>	<b>(3)エコアクションの温室効果ガス削減効果算定事例</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>•はじめに</li><li>•用語の解説</li><li>•プログラムの概要</li><li>•プログラムへの参加ルール・手順</li><li>•プログラムの多様な活用モデル(例)</li><li>•よくある質問と回答</li><li>•(参考資料)事業実施に際しての名称・関連ロゴ使用規程</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>•本基準の位置づけ</li><li>•用語の解説</li><li>•エコアクションの対象領域と基本原則</li><li>•対象エコアクションの承認基準</li><li>•特殊なケースに関する考え方の補足</li><li>•申請・承認・ポイント発行の手続・ルール</li><li>•よくある質問と回答</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>•本資料の位置づけ</li><li>•基本的な考え方と排出原単位の設定例</li><li>•本資料で対象とするエコアクション</li><li>•個別エコアクションの効果算定例</li></ul>



## 2 . 用語の解説

本ガイドラインで使用する重要な用語を以下に解説する。

### エコアクション

環境配慮製品・サービスの選択等、消費者や利用者等が行う環境配慮型の行動であり、一定の基準や条件を満たせばエコ・アクション・ポイントプログラムのポイント発行対象となる。

本プログラムは、普及が進んでいない環境配慮行動に対して、経済的インセンティブを与えることで普及を推進することを目的としているため、既に一般化しており、普及に向けて経済的インセンティブを必要としない環境配慮行動については、本プログラムにおいてはエコアクションとみなさない。

### エコ・アクション・ポイント（EAP）

環境省が推進する、消費者等の環境配慮行動（エコアクション）に特化して使用するポイントの名称。消費者等がポイント発行対象として登録されたエコアクションを行うと、ポイントが発行され、当該ポイントは様々な商品等と交換できる。環境省によって商標登録されているため、その使用に対する承認を受けない事業者が、勝手に「エコ・アクション・ポイント」の名称やロゴを使用することはできない。

### エコ・アクション・ポイントプログラム

エコ・アクション・ポイントに関して環境省が定めるマネジメントプログラム。エコ・アクション・ポイントを用いて、消費者等のエコアクションの普及拡大等の実現を図るプログラムである。

### メインプラットフォーム

原資提供事業者から原資拠出を受けてエコ・アクション・ポイントプログラムを継続的かつ全国的に運用する事業主体。会員や口座の管理、ポイントの加算・還元・交換等に係るシステムの構築・運営等が主たる役割となるが、下記サブプラットフォームの役割を兼ねる場合もあるなど、ポイント登録等においても一定の役割を有する。

### サブプラットフォーム

メインプラットフォームと連携して、エコ・アクション・ポイントプログラムの適正な運用を管理する事業主体。エコ・アクション・ポイント発行対象として登録されたエコアクションに、消費者がポイント化する際に必要な固有番号（アクションナンバー）を発行するための専用のシステムを有し、原材料のCO<sub>2</sub>削減量等を含む情報を登録し、各事業者へ商品に添付するアクションナンバーと、出荷量に応じたCO<sub>2</sub>削減量等の情報を提供する。

#### 会員・会員登録

エコ・アクション・ポイントの対象製品の購入やサービスの利用等を通じてポイントを貯め、使う消費者等を会員という。また、消費者等がエコ・アクション・ポイントプログラムへの参加を宣言する行為を会員登録という。

#### 原資提供事業者（参加事業者）

自らが市場に提供する商品やサービスに関するポイント発行メニューを設定、登録申請し、会員に対してエコ・アクション・ポイントを発行しようとする主体。単に参加事業者と称することもある。原資提供事業者はポイント発行にあたり、当該ポイントに相当する価額（1ポイント＝1円相当）にあたる原資（ポイント原資）を提供することになる。

#### 交換商品等提供事業者

エコ・アクション・ポイントの交換対象となる商品等を提供する事業者等。交換商品等提供事業者は、合わせて原資提供事業者として原資提供も行うことを原則とする。

#### 登録・登録承認手続

原資提供事業者が登録申請するエコアクションが、「エコ・アクション・ポイントの登録・承認基準」（別冊）を基に、ポイント発行対象として認められることを登録、その承認プロセスを登録承認手続という。

#### ポイント交換

会員が様々なエコアクションによって貯めたポイントを、商品やサービス等と交換する行為。

#### エコ・アクション・ポイントロゴマーク

対象エコアクションとして登録承認された原資提供事業者が、自らの商品等に対して表示することができるロゴマークのこと。エコ・アクション・ポイントロゴマークは環境省によって商標登録されており、登録されたエコアクション以外に使用することはできない。

### 3. プログラムの概要

#### 3.1 エコ・アクション・ポイントプログラムの目的

エコ・アクション・ポイントプログラムは、消費者等によるエコアクション（環境配慮型商品の購入、環境配慮型サービスの利用、その他の環境配慮行動）に対して、経済的な動機付け（インセンティブ）を付与することにより、積極的なエコアクションを促す仕組みである。エコ・アクション・ポイントプログラムには、以下に示す3つの目的がある。

消費者や事業者等によるエコアクションの普及拡大

温室効果ガスの90年比25%削減を始めとした国の環境目標の達成への貢献

環境（＝地球が喜ぶ）と経済（＝ポイントがたまる）が両立（＝Win-Win）する社会の実現（図3-1参照）

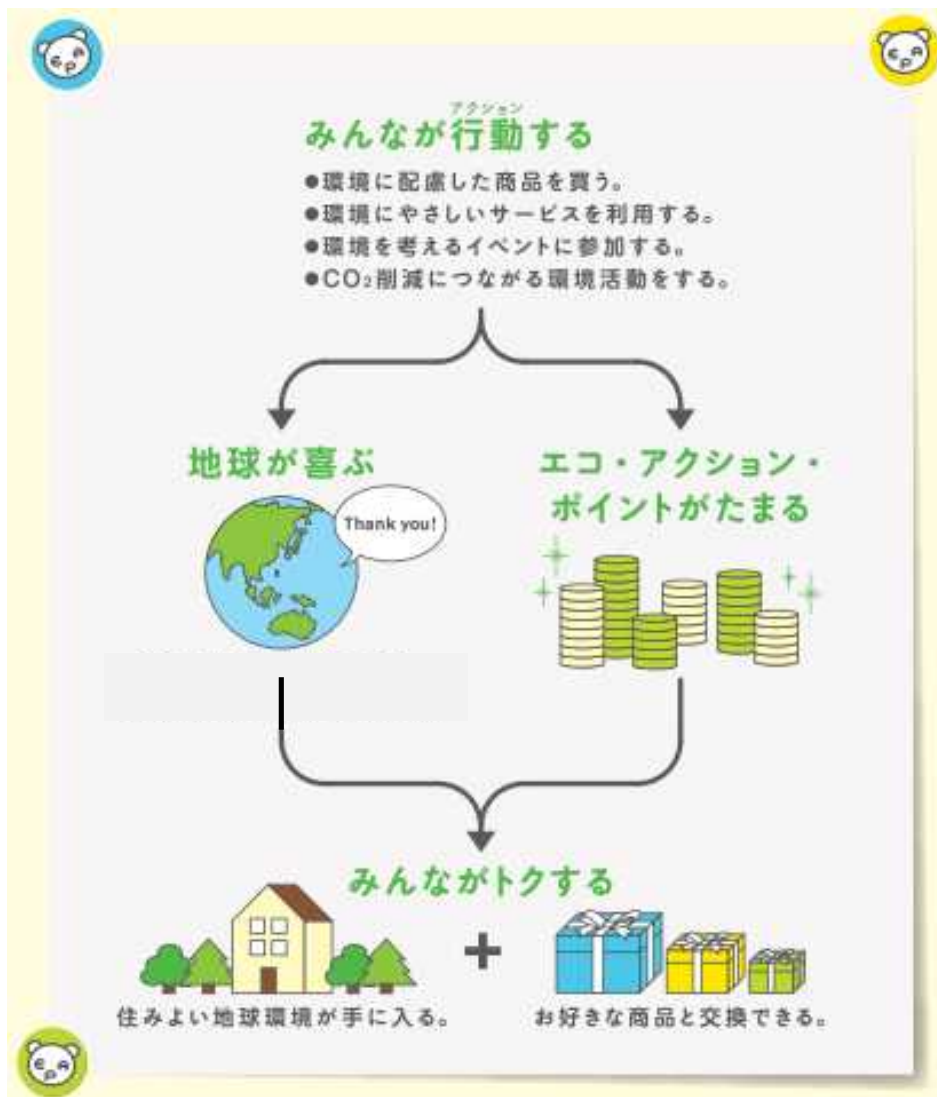


図3-1 環境と経済が両立する社会の実現

【解説・注釈】

- ・家庭部門における温室効果ガス排出量は年々増加傾向にあるが、他部門と比較して、有効な対策が取りにくい部門である。環境省では本プログラムを、家庭部門を中心としたエコアクションを促進するための一つの有効な経済的手法として位置づけている。
- ・本プログラムは、普及が進んでいない環境配慮行動に対して、経済的インセンティブを与えることで普及を推進することを目的としているため、既に一般化しており、普及に向けて経済的インセンティブを必要としない環境配慮行動については、本プログラムにおいてはエコアクションとみなさない。
- ・「消費者や事業者等によるエコアクションの普及拡大」に関して、本プログラムでは、「ライフスタイルの様々なシーンで対象となるエコアクションが存在する社会の実現」を一つの目標としている（図3-2参照）。

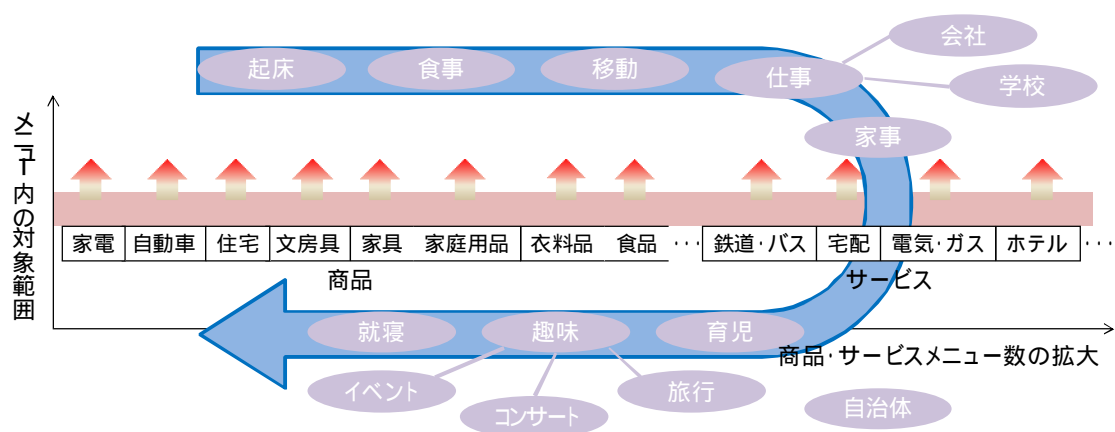


図3-2 ライフスタイルのどこでもエコ・アクション・ポイント

- ・プログラムの信頼性及び公平性を確保するためには、ビジネスモデルとして持続する必要がある。そのため、本プログラムでは持続性の確保も一つの目標としている。

### 3.2 エコ・アクション・ポイントプログラムの位置付け・国の役割

#### <エコ・アクション・ポイントプログラムの位置づけ>

国民参加による温暖化対策の切り札として、国民一人ひとりの環境配慮行動（エコアクション）に経済的インセンティブを付与する取組を推進するため、環境省が平成20～22年度にモデル事業として実施したポイントプログラム。あらゆる業種・業態の事業者が参加できる仕組みを構築し、国民に一定規模受け入れられる等の成果が得られている。

平成23年度以降も引き続き、環境省が推進する「民間事業者が運営主体となるポイントプログラム」として実施されている。

「エコアクションの普及拡大」とそれを通じた「温室効果ガスの90年比25%削減を始めとした国の環境目標の達成への貢献」、「環境と経済が両立する社会の実現」等を目的としている。

「3Rエコポイントガイドライン」の中でも、既に運用されている有効なエコポイントのプログラムとして取り上げられている。

家電エコポイント等は、環境に良い行動をした時に、環境に優しいだけでなく、ポイントという経済的なメリットも得ることができる「エコポイント」という考え方が社会に浸透させる効果があったと考えられ、今後、エコ・アクション・ポイントはこうした流れを更にかつ広範に推し進めるポイントプログラムとして、国民一人ひとりが「エコアクション」を選択する社会に向けた起爆剤となることが重要である。

#### <国（環境省）の役割>

プログラム全体がガイドラインに沿って適切に運用されているかをチェック・評価し、適切に運用されていない場合には適宜助言等を行う。

対象エコアクションの登録承認が承認基準に従って適切に行われているかをチェック・評価し、適切でない場合は適宜助言等を行う。

国の目標や政策の変化、技術開発動向、事業者や消費者等からの要望、社会ニーズの変化等を勘案し、ガイドラインや承認基準について必要な見直しを行い、より環境負荷低減に有効なプログラムとなるように改善する。

プログラムとしての信頼性及び公平性を確保するため、「エコ・アクション・ポイントの登録・承認基準」の改訂、プログラムの運用状況のチェック・評価等の役割を果たす。

環境省が推進するプログラムであることを、ガイドラインやホームページ等を通じて一般に周知する。

**【解説・注釈】**

- ・本プログラムは、民間事業者による自立的な運営を目的としており、運用自体に国が関与するものではない。一方、プログラム全体の信頼性及び公平性を確保するため、プログラムの運用状況のチェック・評価等に一定の関与をしていくことは必要である。
- ・承認基準を具体的に設定したことにより、その内容に対応するエコアクションについては、環境負荷低減効果の確保が一定程度図られる。一方、各種時代変化等を勘案し、必要なエコアクションは対象に追加するとともに、普及が進み、経済的誘導策の必要がなくなったエコアクションについては対象から外していくことが必要である。

### 3.3 エコ・アクション・ポイントプログラムの仕組み

#### (1) エコ・アクション・ポイントプログラムの基本スキーム

エコ・アクション・ポイントプログラムの基本スキームを図3-3に示す。

エコ・アクション・ポイントプログラムは、インターネットを介して、「会員」、「原資提供事業者」、「プラットフォーム」、「交換商品等提供事業者」の4者によって成り立っている（ただし交換商品等提供事業者は、併せて原資提供も行うことを原則とする）。

- ・会員は、環境配慮商品の購入、環境配慮サービスの利用、その他の環境配慮行動を行ってポイントシート等を受け取り、それを登録することにより、ポイントを貯めることができる。貯めたポイントは商品等に換えることができる。
- ・原資提供事業者は、プラットフォームにエコ・アクション・ポイントプログラムの対象となりうる商品・サービス等を登録申請し、それが承認された場合にポイントの原資を提供することにより、当該商品等にエコ・アクション・ポイントを付けて販売・提供することができる。
- ・プラットフォームは、ポイントとその原資の管理、対象エコアクションの登録、会員へのポイント残高・環境負荷低減効果等の情報提供を行う。
- ・交換商品等提供事業者は、プラットフォームにポイントの交換対象となりうる商品等を申請・登録する。
- ・環境省は、メインプラットフォームに対し、「エコ・アクション・ポイント」の名称及び関連ロゴの使用承認を行うとともに、プログラムの運用状況のチェック・評価等を行う。

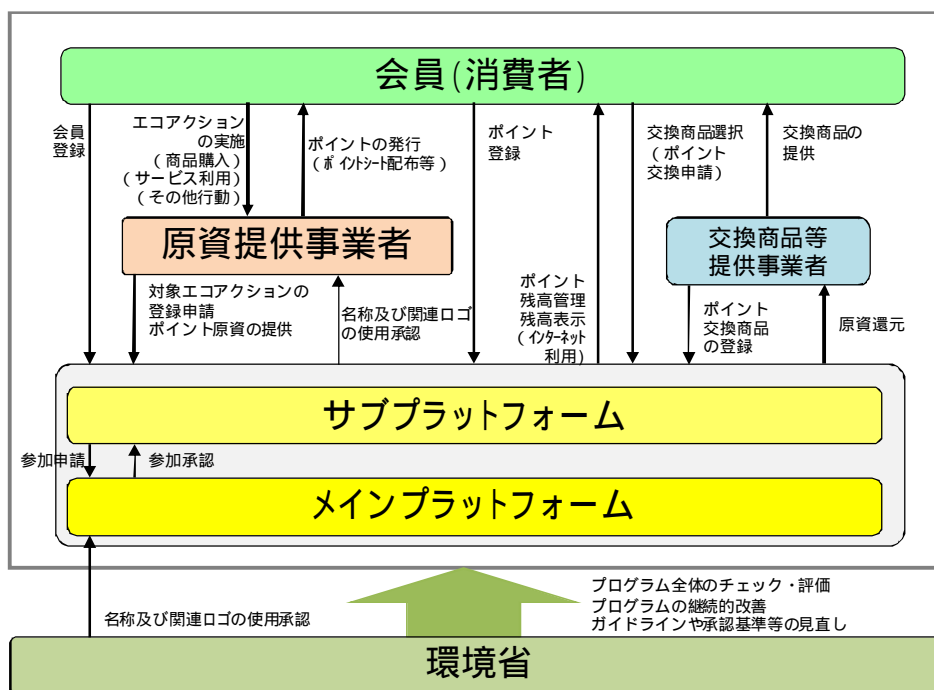


図3-3 エコ・アクション・ポイントプログラムの基本スキーム

**【解説・注釈】**

・エコ・アクション・ポイントプログラムの特徴を以下に示す。

- 1) 本ガイドライン等に合致すれば、どのような消費者・事業者でも参加できる。
- 2) 国の財源等を活用しない、経済的に自立した民間主導のプログラムである。
- 3) 様々な業種が参加する、「相互送客(他社と顧客を相互に送り合う)」に主眼を置いたプログラムである。
- 4) 多様なビジネスモデルを許容する基盤インフラとして活用できる。
- 5) 環境省がプログラムの運用状況のチェック・評価等を行っている。



## (2) 類似制度等との違い

### 通常の民間主導型ポイントプログラムとの違い

エコ・アクション・ポイントプログラムは、通常の民間主導型ポイントプログラムと以下のような点で異なる。

- 1) 通常の民間主導型ポイントプログラムでは、ポイント発行商品等が特に限定されていないのに対し、本プログラムでは対象が環境配慮行動に限定されている。
- 2) 通常の民間主導型ポイントプログラムでは国の関与がほとんどないのに対し、本プログラムは環境省の推進する取組として位置づけられており、環境省がプログラム全体の運用状況のチェック・評価を行っている。
- 3) 本プログラムは、「オープン (= 様々な業種が参加、相互送客を重視)」で「非通貨的 (= ポイントに特徴がある)」なポイントを志向している。

#### 【解説・注釈】

- ・ 通常の民間主導型ポイントプログラムの多寡は、消費者の消費する金額の多寡に連動することが多いが、エコ・アクション・ポイントプログラムでは消費金額に連動する必然性がなく、むしろ環境負荷低減効果の大きさに連動している。そのため、10万円の商品を買っても100ポイントだが、1万円の商品で1,000ポイントもらえる、ということも十分にありうる。
- ・ エコ・アクション・ポイントプログラムと他の様々な民間主導型ポイントプログラムとの違いを図3-4に示す。

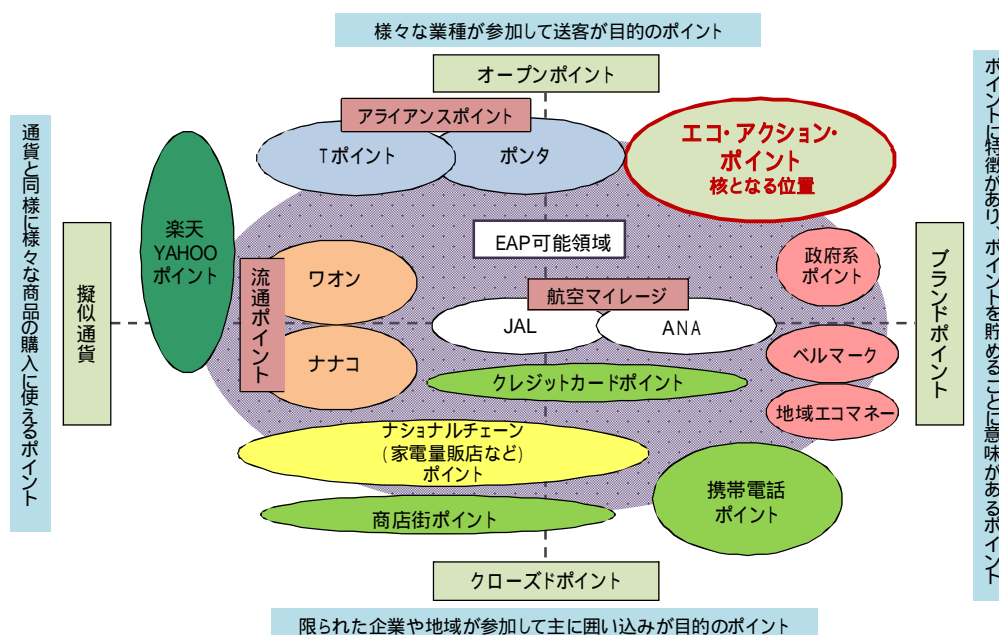


図3-4 エコ・アクション・ポイントプログラムと通常の民間主導型ポイントプログラムとの違い<sup>1</sup>

## 政府主導型エコポイント制度との違い

本プログラムは、政府主導型のエコポイント制度と以下のような点で異なる。

- 1)政府主導型エコポイント制度のポイントの原資は国費負担（税金）であるのに対し、本プログラムのポイント原資は参加事業者により提供される。そのため、CSR（企業の社会的責任）活動への活用が可能である。
- 2)省エネ家電の購入やエコ住宅の新築・リフォーム等に限らず、幅広い環境配慮行動を対象としている。
- 3)会員登録やポイント登録・交換の方法について、家電エコポイント制度や住宅エコポイント制度は申請書類の郵送等を前提としているのに対し、本プログラムはパソコンまたは携帯電話からの登録等を主としながらも多様な方法が用意されており、簡易かつ充実したシステムとなっている。
- 4)政府主導型エコポイント制度は、財源面の制約から「有期限」であるのに対し、本プログラムはポイント原資負担を民間事業者とすることで「永続的」な運営が可能となっている。

### 【解説・注釈】

- ・エコ・アクション・ポイントプログラムと政府主導型エコポイント制度の違いを、表 3-1 に示す。
- ・会員登録やポイント登録・交換については、インターネットを使わない方法も用意されている（ 4.1（p. 21）参照）。

表 3-1 エコ・アクション・ポイントプログラムと政府主導型エコポイント制度のちがい

	エコ・アクション・ポイント	グリーン家電エコポイント	復興支援・住宅エコポイント	主な違い
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮行動「エコアクション」の普及拡大</li> <li>温室効果ガスの90年比25%削減を始めとした国の環境目標の達成への貢献</li> <li>環境と経済が両立する社会の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策の推進</li> <li>経済の活性化</li> <li>地上デジタル放送対応テレビの普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策の推進に資する住宅の省エネ化</li> <li>住宅市場の活性化</li> <li>東日本大震災の被災地復興支援</li> </ul>	政府主導型エコポイント制度が、経済対策も目的とした緊急対策として期限付きで行われているのに対し、本プログラムは環境に主眼を置いた持続可能なプログラムを目指している
対象商品	<p>エコアクションポイントの対象として登録されている、幅広いエコアクション(以下、抜粋)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>共通 <ul style="list-style-type: none"> <li>カーボン・オフセットされた商品の購入</li> <li>レジ袋や包装の辞退</li> </ul> </li> <li>飲食 <ul style="list-style-type: none"> <li>地産地消型の飲食品の購入</li> <li>使用済みてんぷら油の回収施設等への持ち込み</li> </ul> </li> <li>居住 <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システムの購入</li> <li>電気、ガス、水の使用量の削減</li> </ul> </li> <li>その他、環境負荷低減に資する幅広い商品、サービス</li> </ol>	<p>統一省エネルギー4 相当以上の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エアコン</li> <li>冷蔵庫</li> <li>地上デジタル放送対応テレビ(平成23年1月以降、統一省エネルギー5 の買い換えに限定)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>エコ住宅の新築 <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法のトップランナー基準相当の住宅</li> <li>省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅</li> </ul> </li> <li>エコリフォーム <ul style="list-style-type: none"> <li>窓の断熱改修</li> <li>外観、屋根・天井又は床の断熱改修(上記、と併せて、以下の工事等を行った場合は、ポイントの発行対象となる)</li> <li>バリアフリー改修(手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張)</li> <li>住宅設備(太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽)の設置</li> <li>リフォーム瑕疵保険への加入</li> <li>耐震改修</li> </ul> </li> </ol>	政府主導型エコポイント制度が限られた商品を対象としているのに対し、本プログラムは幅広い環境配慮行動を対象としている
原資	参加事業者が支出	国費(税金)	国費(税金)	政府主導型エコポイント制度の原資は国費負担(税金)であるのに対し、本プログラムの原資は参加事業者により提供され、民間事業者による自立的な仕組みとなっている
会員登録方法	パソコンまたは携帯電話から会員登録(無料)	所定の申請書に必要事項を記入し、領収書(原本)、メーカー発行の保証書(コピー)、家電リサイクル券の排出者控え(コピー)を添付、交換したい商品名を記入し、エコポイント事務局に郵送。	所定の申請書に必要事項を記入し、必要書類と共に全国の申請窓口で持参、または住宅エコポイント事務局に郵送	政府主導型エコポイント制度は申請書類の郵送等を前提としているのに対し、本プログラムはパソコンまたは携帯電話からの登録等を主としつつ、多様な方法が用意されており、簡易かつ充実したシステムとなっている
ポイントの貯め方	エコアクションポイント取扱店で販売提供されている商品・サービス等を購入・利用等したあとに、パソコンまたは携帯電話からポイント登録。			
交換方法	パソコンまたは携帯電話から商品を選択。住所等を入力すると、後日自宅へ到着。			

	エコアクションポイント	グリーン家電エコポイント	復興支援・住宅エコポイント	主な違い
交換商品	<p>地域の商品券、全国型商品券 お食事券等、参加事業者特有の商品 家電・キッチン用品など一般商品 環境配慮型商品 環境寄附 など</p>	<p>商品券・プリペイドカード、地域型商品券などの金券 全国型、都道府県型の地域産品、省エネ、環境配慮製品 環境活動を行っている団体への寄附 地デジアンテナ工事や省エネ電球・電池への交換に充当</p>	<p>発行されるポイントのうち1/2以上を、復興支援商品に、1/2までを即時交換及びエコ商品に交換可能</p> <p>1.復興支援商品 ・被災地産品 ・被災地の商品券等 ・復興寄附</p> <p>2.エコ商品等 ・エコ商品 ・エコ住宅の新築またはエコリフォームを行う工事施工者が追加的に実施する工事(即時交換) ・環境寄附</p>	-
期間	<p>期間の限定が無い ただしポイントの登録期限は、個々のエコアクションごとに設定</p>	<p>1.ポイントの申請期限 平成 23 年 5 月 31 日まで</p> <p>2.ポイントの交換期限 平成 24 年 3 月 31 日まで</p>	<p>1.ポイントの申請期限 エコ住宅新築の場合 一戸建ての住宅 :平成 25 年 4 月 30 日まで 共同住宅等 階数が 10 以下:平成 25 年 10 月 31 日まで 階数が 11 以上:平成 26 年 10 月 31 日まで</p> <p>エコリフォームの場合 一戸建ての住宅・共同住宅等 平成 25 年 1 月 31 日まで 共同住宅等で耐震改修を行うもの 階数が 10 以下:平成 25 年 10 月 31 日まで 階数が 11 以上:平成 26 年 10 月 31 日まで</p> <p>2.ポイントの交換期限 平成 27 年 1 月 31 日まで</p>	<p>政府主導型エコポイント制度は、財源面の制約から「有期限」であるのに対し、本プログラムは原資負担を民間事業者とすることで「永続的」な運営が可能となっている</p>

## 地域版エコポイント制度との違い

エコ・アクション・ポイントプログラムは、商業施設や商店街、市町村等での販売促進を目的とした地域版エコポイント制度と、以下のような点で異なる。

- 1)地域版エコポイント制度は主に囲い込みを目的とし、限られた事業者や地域が参加する制度であるのに対し、本プログラムは主に相互送客を目的とし、全国の様々な業種が参加するプログラムとなっている。そのため、全国の多様な事業者が提供する交換商品との交換が可能である。
- 2)地域版エコポイント制度では、交換商品が当該地域の商品券や割引券である事例も多いのに対し、本プログラムの交換商品は、地域の商品券から全国型商品券まであり、その他、参加事業者特有の商品や環境配慮商品、環境寄付等、幅広いものとなっている。
- 3)地域版エコポイント制度では、予め特定された行動に対してポイントが発行されるのに対し、本プログラムは多様な環境配慮行動を対象としており、参加者の創意工夫により、様々な事業モデルに活用することが可能である。

### 【解説・注釈】

- ・上記3)に関して、具体的な本プログラムの活用モデル例を5.(p.31)に示す。

<sup>1</sup> 出典：(株)ジェーシービー資料

### 3.4 プログラム参加者のメリット

#### 3.4.1 会員にとっての参加メリット

エコ・アクション・ポイントプログラムの会員として参加することのメリットの例を以下に示す。

エコアクションを行うことによりポイントが貯まり、貯まったポイントは商品等に交換することができる（＝おトクになる）。

自らが行ったエコアクションによる環境負荷低減効果を把握し、参加の意義や達成感を感じることができる。

ポイントの貯め方（＝どんなエコアクションをするか）を考える中で、日々の暮らしの様々なシーンでエコアクションが行えることを体感できる。

#### 【解説・注釈】

- ・消費者は環境問題の重要性は認識しつつも、具体的に何をすれば良いか分からない、または行動を起こすことが習慣的になっていないという状況がある。購買の基準が価格に偏りがちな中、環境問題の認知度が高くなってきている現在、価格以外に顧客を引きつける魅力を付加することで環境配慮商品・サービスへの認知・関心喚起をもたらすことが必要である。
- ・本プログラムの特長として、自らが行ったエコアクションによる環境負荷低減効果を確認することができるため、参加型の環境教育として、子供の環境意識を一層高めるような方法での活用も期待される。

会員の声：東京都板橋区 Oさん

エコが叫ばれる世の中ですが、私を含めてまだまだちゃんと分かってないなあと思うところもあります。何が本当のエコなのか？、いろんな企業がエコエコと言って、いろんなエコ商品が出回っていますが、それって本当にエコなの？って思うこともしばしば。

そんな中、友人の勧めでエコ・アクション・ポイントの会員になりました。そうしたら、エコな商品の購入や活動をするとポイントがもらえて、ポイントはエコな商品と交換できるとのこと。何がエコかについては、環境省が一定のガイドラインを策定しているので安心です。

最近ではポイントがたまってくるのも楽しくなって、なんか自分が本当にいいことをしている気分です。こんな活動がもっと浸透すればいいのと思います。

追伸：いろんなイベントがあるようですが、参加できないものが多いので、身近なエコ豆知識などがあたらうれいす。

会員の声：大阪府枚方市 Yさん

日本はCO<sub>2</sub>を何トン削減しないとならない、とか、1トン削減したらいくらになる、という話をよく聞くようになったけど、どれくらい頑張ったら1トンなのかよく分らなかった。エコ・アクション・ポイントに参加するようになってからは、これを買ったら何グラムというのが分かるので、なんだかCO<sub>2</sub>が身近になった気がする。

最近、小学校に通っている子供が学校で温暖化対策のことを勉強してくるんだけど、これが50グラム、とか一緒に勉強している。まさに生きた教材、という感じだね。

全然違う話だけど、普通のポイントサービスってプラスチックのカードを作るのが普通だけど、おかげで財布がカードでいっぱい。エコ・アクション・ポイントはそういうのが無いのもいいよね。もっといろんなサービスが増えればもっといいけど・・・せっかくここまで作ったんだから、もっとみんなに広るといいね。